

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第2期 令和2年度～令和5年度) (素案)

令和2年 月

枚方市

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(第2期 令和2年度～令和5年度)

目 次

～ はじめに ～

1. 策定の経過・趣旨	1
2. 策定体制	2

第1章 人口ビジョン 3

1. 枚方市人口の現状	
(1) 総人口・世帯数・年齢3区分別人口割合の推移	4
(2) 地域別人口の推移	5
(3) 自然動態（出生・死亡）	6
(4) 社会動態（転入・転出）	7
2. 枚方市人口の将来展望	12

第2章 総合戦略 15

1. 人口減少社会における本市の取り組みの方向性	16
2. 総合戦略の基本的な考え方	
(1) 総合戦略の構成について	16
(2) 第5次枚方市総合計画との関係について	17
3. 総合戦略の2つの政策指標と3つの基本目標	18
4. 総合戦略の推進	19
基本目標1 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出により まちの魅力を高める	21
基本目標2 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの 健やかな成長と学びを支える	29
基本目標3 市民の健康増進や地域医療の充実を図る	37
5. 総合戦略の進行管理	45

～ はじめに ～

1. 策定の経過・趣旨

少子高齢化の進展への対応や、東京圏への人口集中の是正のため、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）を制定し、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めました。令和元年 12 月〇日には、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ閣議決定しました。

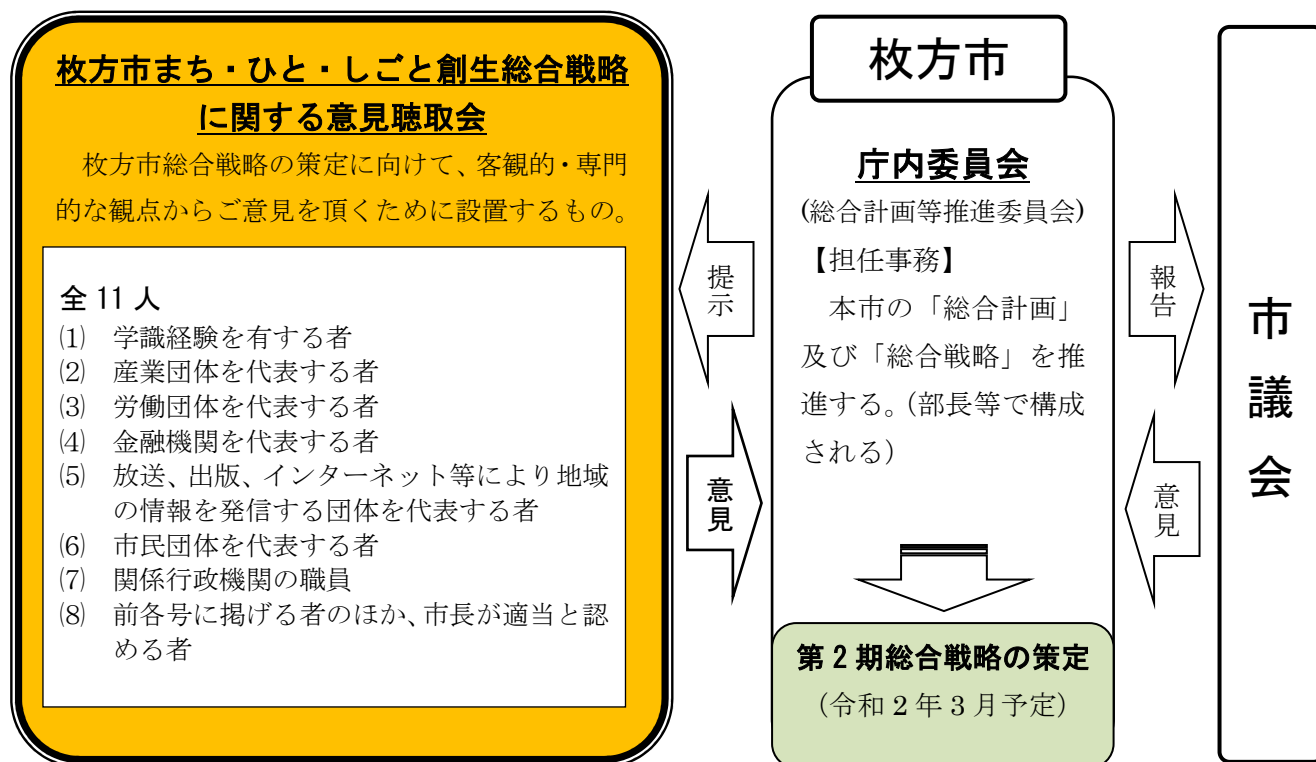
まち・ひと・しごと創生法第 10 条においては、市町村においても、国や都道府県の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生の基本的な計画を定める努力義務が明記されています。

本市においては、人口減少への対応を図るため、本市の人口の現状や将来展望を示した「人口ビジョン」と、ビジョンで示す将来展望を踏まえ、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間で集中的に行っていく施策をまとめた「総合戦略」で構成する「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めてきました。

人口減少は、今後も本市のまちづくりにとって大きく影響するものと考えられることから、人口減少への対応を引き続き推進していくため、令和 2 年度（2020 年度）を始期とする第 2 期の「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めるものです。

2. 策定体制

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会」（学識経験者や産業団体・市民団体等の代表者など全 11 名で構成）を設置し、客観的・専門的な見地からの意見を踏まえるとともに、市議会からの意見をいただきながら、策定しました。



第 1 章 人口ビジョン

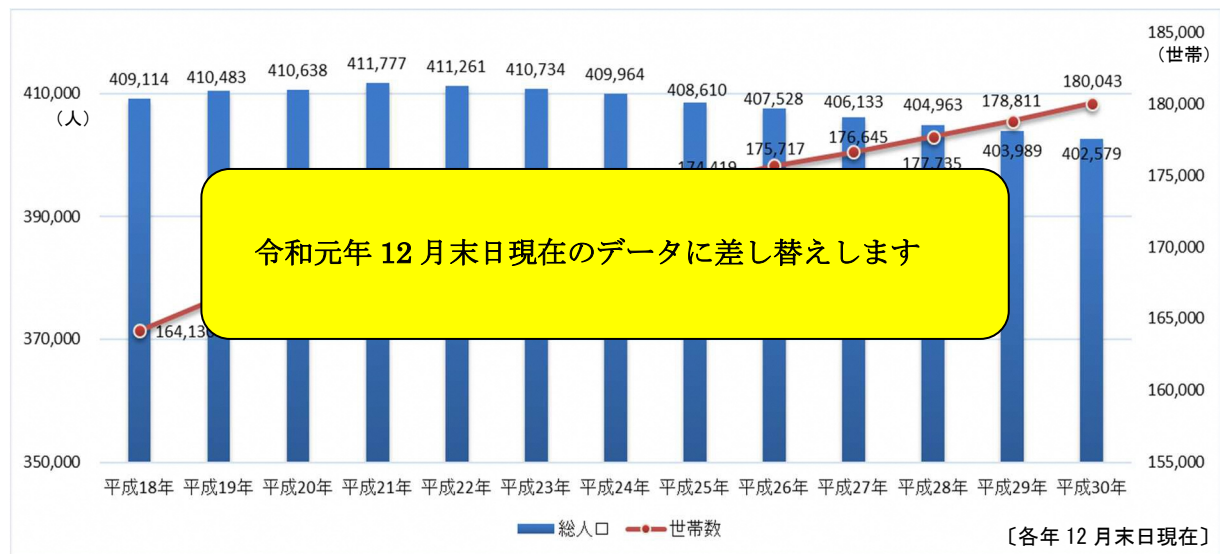
1. 枚方市人口の現状

(1) 総人口・世帯数・年齢3区分別人口割合の推移

本市の総人口については、平成21年まで増加傾向が続き、一時41万人を超えましたが、平成21年をピークに減少傾向となり、令和元年12月末日現在では、〇〇〇〇人となっています。

一方で、世帯数については、令和元年12月末日現在、〇〇〇〇世帯で、増加傾向が続いていることから、1世帯あたり人員は減少傾向で、家族の少人数化が進んでいることがうかがえます。

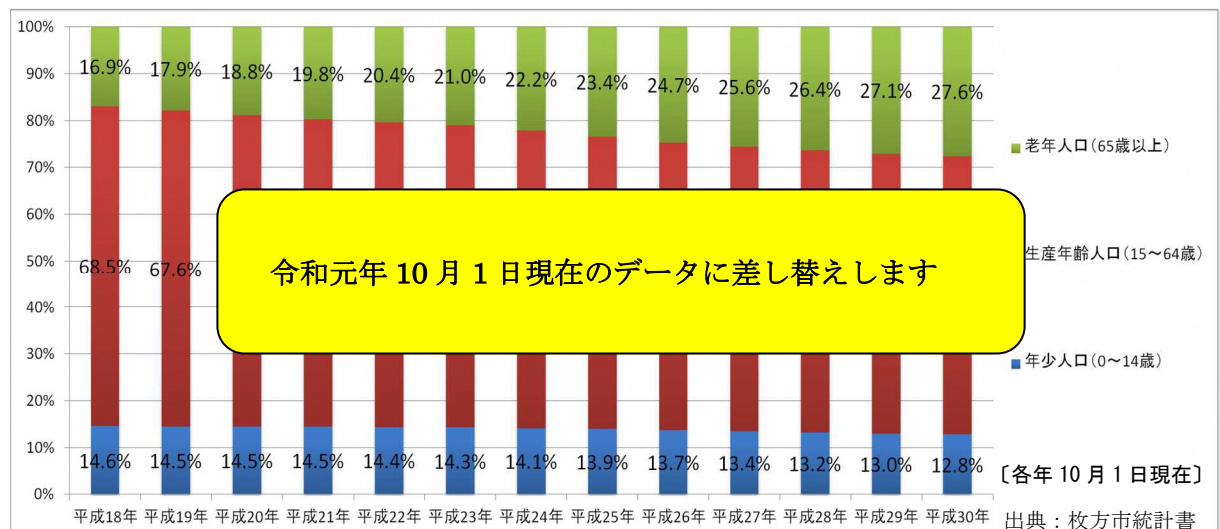
図 総人口・世帯数の推移



出典：住民基本台帳報告書

年齢3区分別人口の割合については、令和元年10月1日現在では、老年人口(65歳以上)が〇.〇%、生産年齢人口(15~64歳)が〇.〇%、年少人口(0~14歳)が〇.〇%となっており、生産年齢人口(平成18年比〇.〇ポイント減)と年少人口(平成18年比〇.〇ポイント減)は減少傾向にあるのに対し、老年人口(平成18年比〇.〇ポイント増)は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

図 年齢3区分別人口割合の推移



出典：枚方市統計書

(2) 地域別人口の推移

地域別の人口については、市域を主要な河川や幹線道路によって7つの地域（北部地域、中部地域、南西部地域、中東部地域、中南部地域、南部地域、東部地域）に区分した場合、平成20年から令和元年までの推移を見ると、南西部地域を除いて減少しており、北部地域で約〇〇〇人の減少がみられます。一方、南西部地域では約〇〇〇人の増加となっています。

図 地域区分図

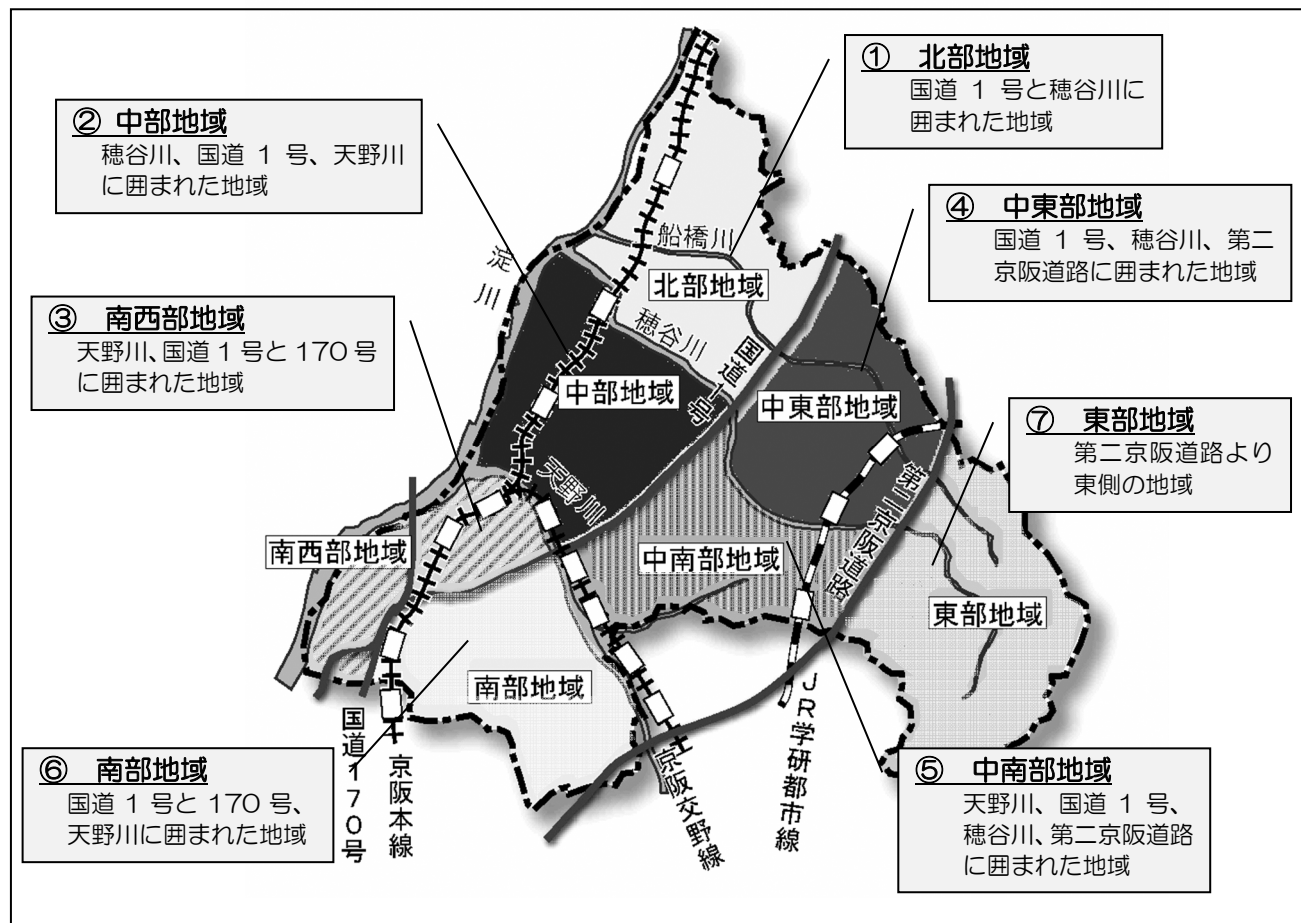
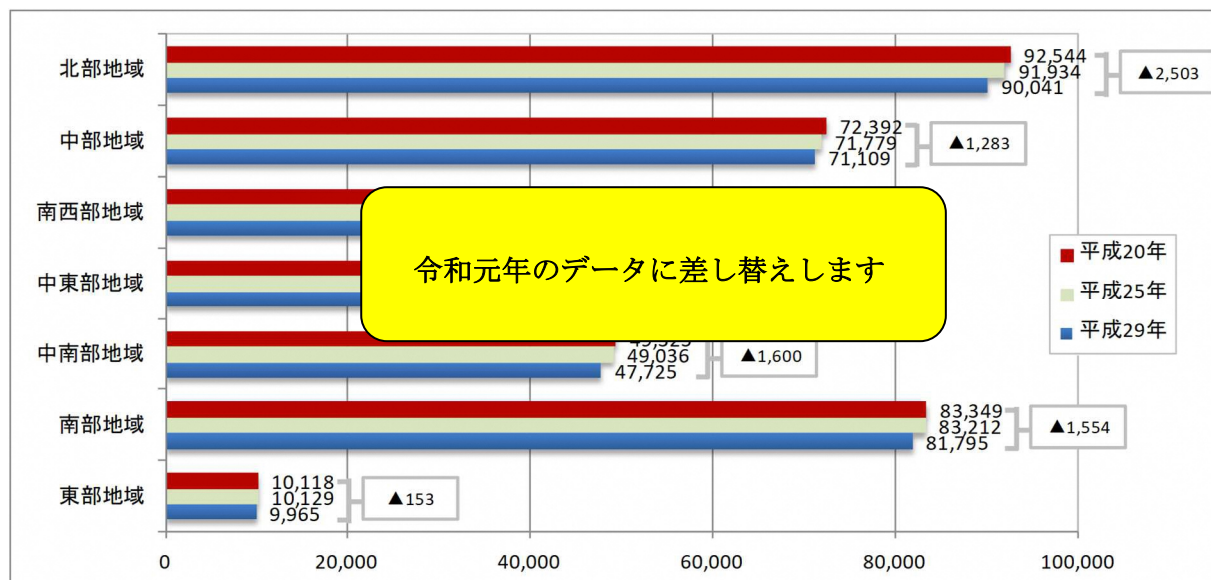


図 地域別人口の推移



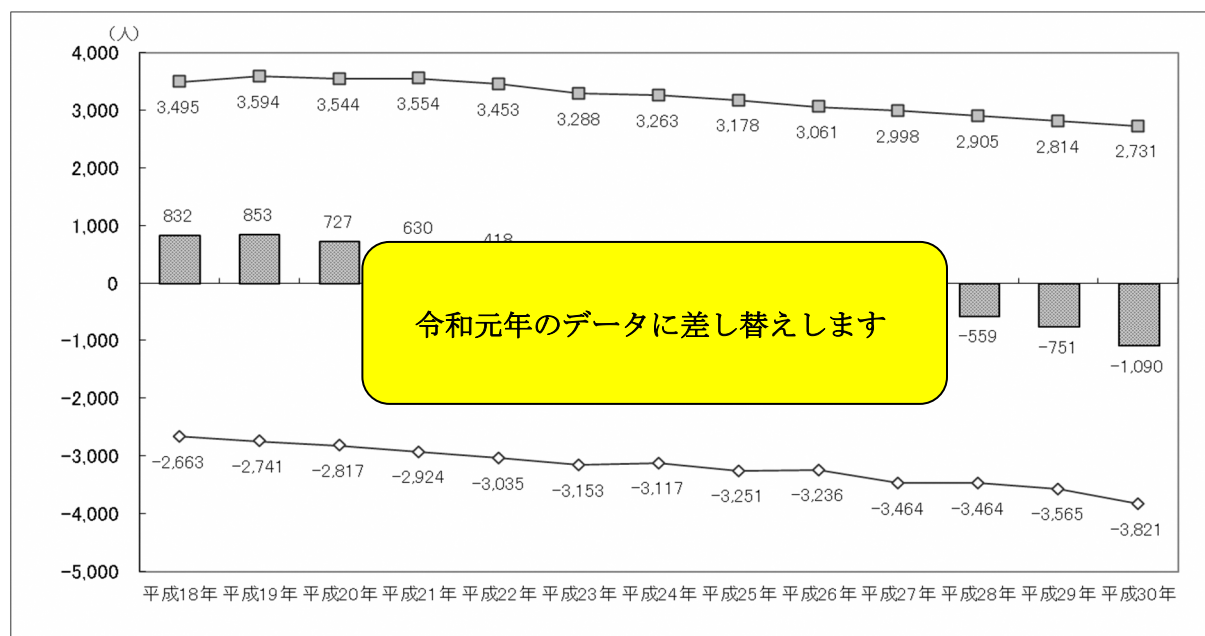
出典：枚方市 人口推計調査報告書

(3) 自然動態（出生・死亡）

①自然増減の推移

出生と死亡による自然増減については、平成24年までは出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成25年以降、死亡数が出生数を上回り、令和元年では〇〇〇人の自然減となっています。

図 自然増減の推移

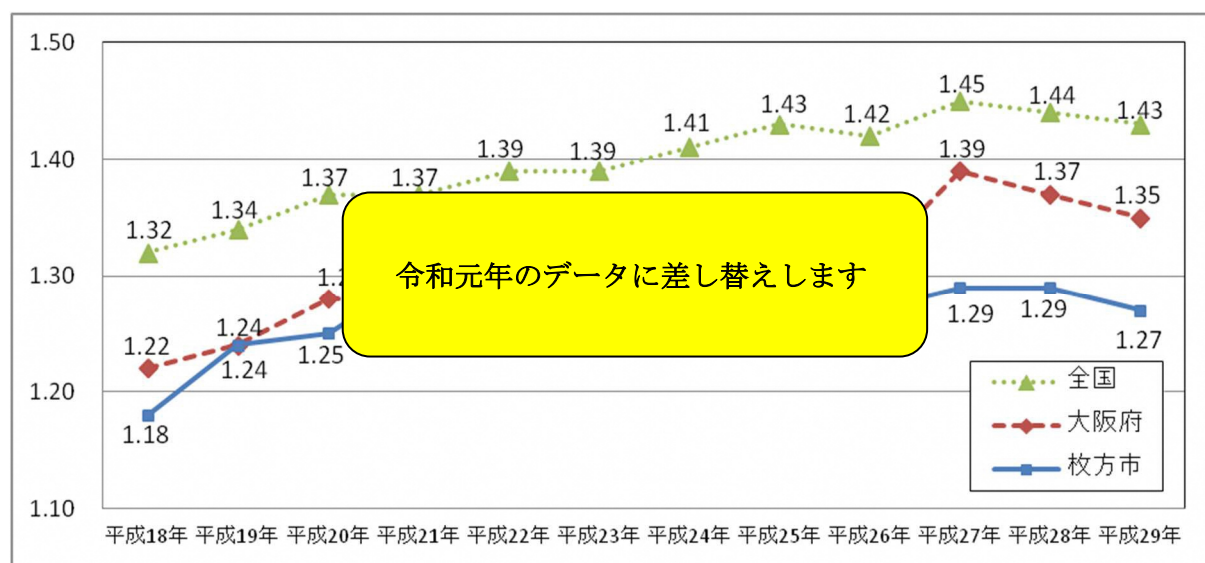


出典：枚方市統計書

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当）については、平成20年以降では平成21年をピークに減少傾向にあり、令和元年には1.0となっており、大阪府の1.0よりも0.0ポイント、全国の1.0よりも0.0ポイント低く、人口増減の分岐点である2.08を大きく下回っています。

図 合計特殊出生率の推移



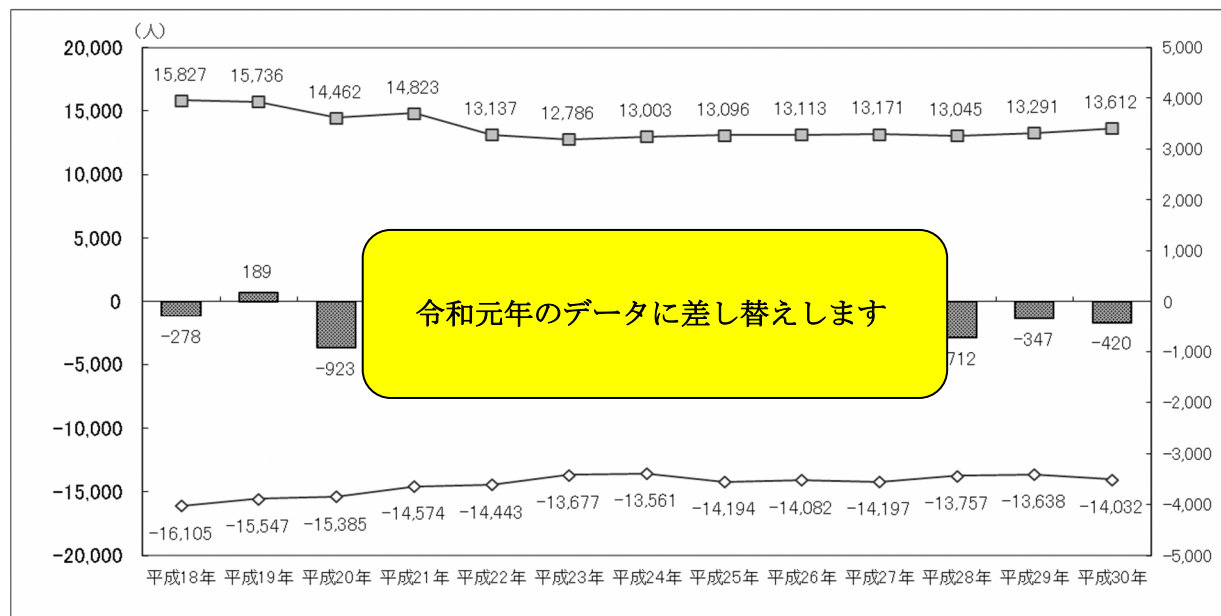
出典：枚方市作成

(4) 社会動態（転入・転出）

①社会増減の推移

転入と転出による社会増減については、転出数が転入数を上回る社会減の傾向が続いており、平成19年と平成21年に社会増となっているものの、平成22年から再び転出が超過し、令和元年では〇〇〇人の社会減となっています。

図 社会増減の推移



出典：枚方市統計書

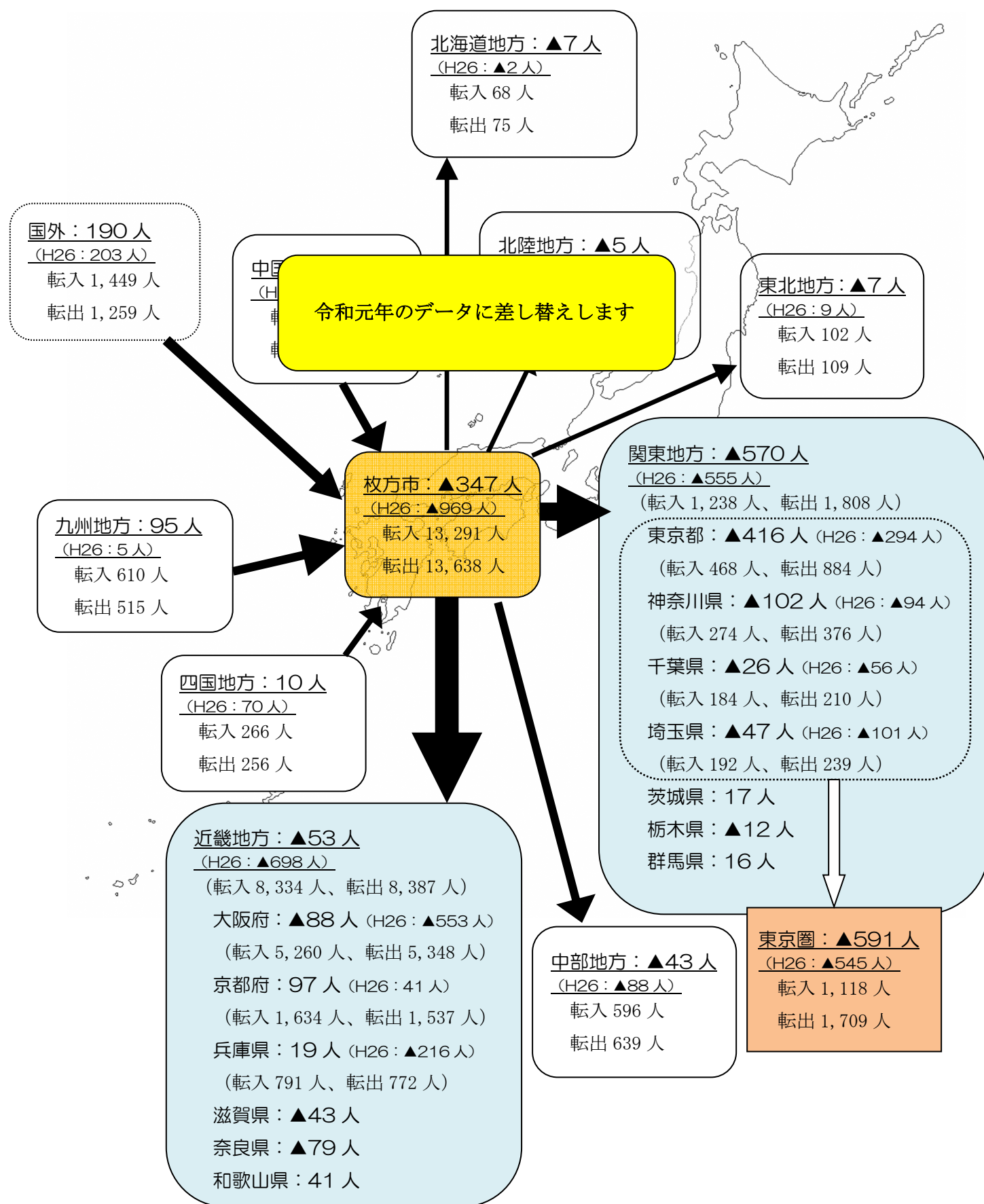
②転入元・転出先の状況

地方別で見た本市への転入元及び本市からの転出先の状況（令和元年）については、社会増減の規模が近畿地方で最も大きく（転入〇〇〇人・転出〇〇〇人）、次に、関東地方（転入〇〇〇人・転出〇〇〇人）となっており、特に、東京圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）で関東地方の〇割以上を占めています。

また、社会増減についても、関東地方で〇〇〇人と最も転出超過数が多く、特に東京圏だけでみると〇〇〇人の転出超過となっており、次に、近畿地方で〇〇人となっています。日本全体の人口減少の要因となっている東京一極集中の傾向が本市でも見受けられます。

一方、転入超過となっているのは、九州地方が〇〇人と最も多く、次に、中国地方で〇〇人、四国地方で〇〇人となっています。そのほか、国外からは〇〇人の転入超過となっています。

図 地方別の転入元・転出先の状況（平成 29 年）



出典：枚方市統計書

また、本市との社会増減の規模が大きい大阪府、京都府、兵庫県の市町村との転入・転出の状況（平成 29 年）を見てみると、大阪市が最も社会増減の規模が大きく（転入〇〇〇人・転出〇〇〇人）、続いて、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市の順となっています。特に、大阪市に対しては、転出超過の規模も最も大きく（〇〇〇人）、年齢別に見ると、20 歳代及び 30 歳代前半の転出数が全体の転出数の半数以上を占めています。

図 大阪府、京都府、兵庫県の市町村との転入元・転出先の状況（平成 29 年）
（社会増減の規模順で 20 位までを掲載）

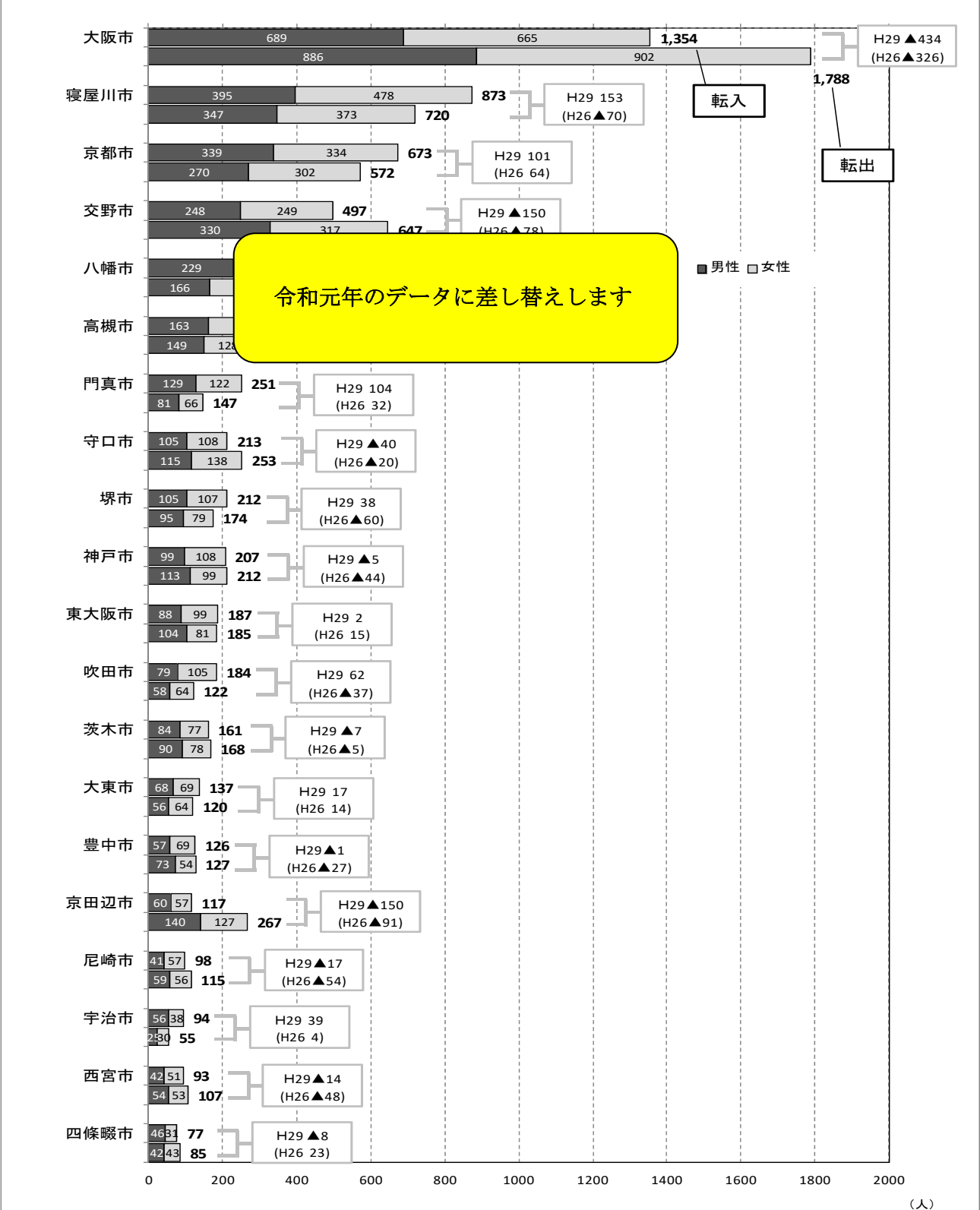


表 近隣の市町村との転入元・転出先の状況（平成 29 年）

＜5 歳階級別＞

（社会増減の規模順で 5 位までを掲載）

	市町村	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	総数	(H26)	
1	大阪市	転入	111	33	24	33	141	267	219	163	87	67	32	24	29	26	19	17	25	37	1,354	1,383
		転出	38	24	23	46	317	478	302	153	103	63	64	43	25	27	23	13	17	29	1,788	1,709
		増減	73	9	1	▲ 13	▲ 176	▲ 211	▲ 83	10	▲ 16	4	▲ 32	▲ 19	4	▲ 1	▲ 4	4	8	▲ 434	▲ 326	
2	寝屋川市	転入	67	15	16	32	81	127	138	78	64	52	39	31	25	29	18	17	17	27	873	983
		転出	29	20	7	29	83	131	87	80	64	48	18	23	25	28	12	11	13	12	720	1,053
		増減	38	▲ 5	9	3	▲ 2	▲ 4	51	▲ 2	0	4	21	8	0	1	6			15	153	▲ 70
3	京都市	転入	40	11	5	22	84	161	116	63	38	30	22	17	19	10	5		15	673	676	
		転出	19	7	7	15	111	128	98	50	41	17	18	10	14	10			6	572	612	
		増減	21	4	▲ 2	7	▲ 27	33	18	13	▲ 3	13	4	7	5	0	0		9	101	64	
4	交野市	転入	34	9	6	22	56	81	69	33	49	32	18	17	11	19	18		9	497	437	
		転出	61	26	12	16	55	103	108	67	38	30	36	14	12	22	9		18	647	515	
		増減	▲ 27	▲ 17	▲ 6	6	1	▲ 22	▲ 39	▲ 34	11	2	▲ 18	3	▲ 1	▲ 3	9		▲ 9	▲ 150	▲ 78	
5	八幡市	転入	34	22	4	21	51	64	58	47	45	29	17	12	11	20	10		10	477	464	
		転出	28	11	4	21	39	35	36	28	32	23	22	9	9	15	10		8	342	439	
		増減	6	11	0	0	12	29	22	19	13	6	▲ 5	3	2	5	0		2	135	25	

令和元年のデータに差し替えます

※ 図 枚方市の年齢別・5歳階級別の社会移動の状況

枚方市	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	総数	世帯数
平成29年	転入	916	430	263	617	2,272	2,315	1,715	1,173	836	658	438	314	265	166	290	13,291	9,939
	転出	703	441	233	415	2,631	2,531	1,874	1,215	885	663	483	350	264	172	218	13,638	10,775
	増減	213	▲ 11	30	202	▲ 359	▲ 216	▲ 159	▲ 42	▲ 49	▲ 5	▲ 45	▲ 36	1	▲ 6	72	▲ 347	▲ 836
平成26年	転入	891	405	308	615	2,225	2,194	1,746	1,240	887	613	432	306	259	210	141	13,113	9,816
	転出	793	532	282	446	2,399	2,535	1,982	1,287	1,037	662	488	376	348	208	154	14,082	10,770
	増減	98	▲ 127	26	169	▲ 174	▲ 341	▲ 236	▲ 47	▲ 150	▲ 49	▲ 56	▲ 70	▲ 89	2	▲ 13	▲ 969	▲ 954

出典：住民基本台帳人口より枚方市作成 単位：人

図 枚方市の世帯別・5歳階級別の社会移動の状況

①単身世帯

枚方市	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	世帯数
転入	23	10	16	429	2,083	1,798	968	582	391	334	257	206	178	169	110	104	119	234	8,011
転出	12	12	17	256	2,434	2,158	1,266	730	497	406	298	228	144	160	110	92	97	165	9,082
増減	11	▲ 2	▲ 1	173	▲ 351	▲ 360	▲ 298	▲ 148	▲ 106	▲ 72	▲ 41	▲ 22	34	9	0	12	22	69	▲ 1071
転入	23	13	21	423	2,029	1,752	1,015	596	458	340	259	172	152	131	119	85	118	197	7,903
転出	9	13	22	232	2,179	2,096	1,309	759	563	373	291	228	190	178	110	91	77	121	8,841
増減	14	0	▲ 1	191	▲ 150	▲ 344	▲ 294	▲ 163	▲ 105	▲ 33	▲ 32	▲ 56	▲ 38	▲ 47	9	▲ 6	41	76	▲ 938

②夫婦のみ世帯

枚方市	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	世帯数
転入	0	0	0	0	5	102	101	56	51	45	31			36	19	25	25	24	569
転出	0	0	0	0	3	56	84	62	41	30	34			41	25	20	20	26	506
増減	0	0	0	0	2	46	17	▲ 6	10	15	▲ 3			▲ 5	▲ 6	5	5	▲ 2	63
転入	0	0	0	1	9	63	114	72	60	30	19			38	43	25	16	16	578
転出	0	0	0	0	7	62	99	48	63	28	31			39	39	25	13	11	558
増減	0	0	0	1	2	1	15	24	▲ 3	2	▲ 12			▲ 1	4	0	3	5	20

令和元年のデータに差し替えます

③夫婦子あり世帯

枚方市	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	世帯数
転入	0	0	0	0	1	10	85	210	184	119	75	43		16	3	2	0	0	778
転出	0	0	0	0	0	11	65	158	126	95	54	33		7	5	3	1	0	601
増減	0	0	0	0	1	▲ 1	20	52	58	24	21	10		9	▲ 2	▲ 1	▲ 1	0	177
転入	0	0	0	0	13	84	185	193	118	74	49			11	4	1	1	0	762
転出	0	0	0	0	9	70	155	136	125	73	42			10	7	4	2	0	675
増減	0	0	0	0	4	14	30	57	▲ 7	1	7	▲ 7		1	▲ 3	▲ 3	▲ 1	0	87

④その他(一人親世帯など)

枚方市	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	世帯数
転入	1	3	1	5	27	52	93	98	97	104	38	18	11	12	1	4	8	8	581
転出	0	1	7	4	26	49	105	102	113	85	40	16	4	17	7	6	1	3	586
増減	1	2	▲ 6	1	1	3	▲ 12	▲ 4	▲ 16	19	▲ 2	2	7	▲ 5	▲ 6	▲ 2	7	5	▲ 5
転入	3	6	10	4	38	62	92	105	87	62	47	17	10	17	2	3	4	4	573
転出	1	5	4	7	42	74	111	121	118	89	44	25	18	16	7	7	4	3	696
増減	2	1	6	▲ 3	▲ 4	▲ 12	▲ 19	▲ 16	▲ 31	▲ 27	3	▲ 8	▲ 8	1	▲ 5	▲ 4	0	1	▲ 123

2. 枚方市人口の将来見通し

国や大阪府の人口ビジョンと本市の人口の現状から、本市の自然増減・社会増減についての条件を次のとおり設定した場合の将来見通しは以下のとおりとなります。市が実施した将来人口推計による人口の推移を、これらの見通しに近づけていくため、総合戦略に掲げる取り組みを着実に進めていく必要があります。

【自然増減・社会増減についての条件】

自然増減について

- 「国の長期ビジョン」では、合計特殊出生率の仮定値を2020（令和2）年に1.6、2030（令和12）年に1.8、2040（令和22）年に2.07としています。
- 「大阪府人口ビジョン」では、合計特殊出生率を国の示す出生率のケース、及び、大阪府と国全体の出生率の差を加味したケースの2とおりとしています。
- これらを踏まえて、本市における合計特殊出生率についても、以下のとおり、大阪府と同様に2つのケースを活用します。

	2020（令和2）年	2030（令和12）年	2040（令和22）年
国の示す出生率	1.6	1.8	2.07
大阪府の示す出生率	1.49	1.68	1.93

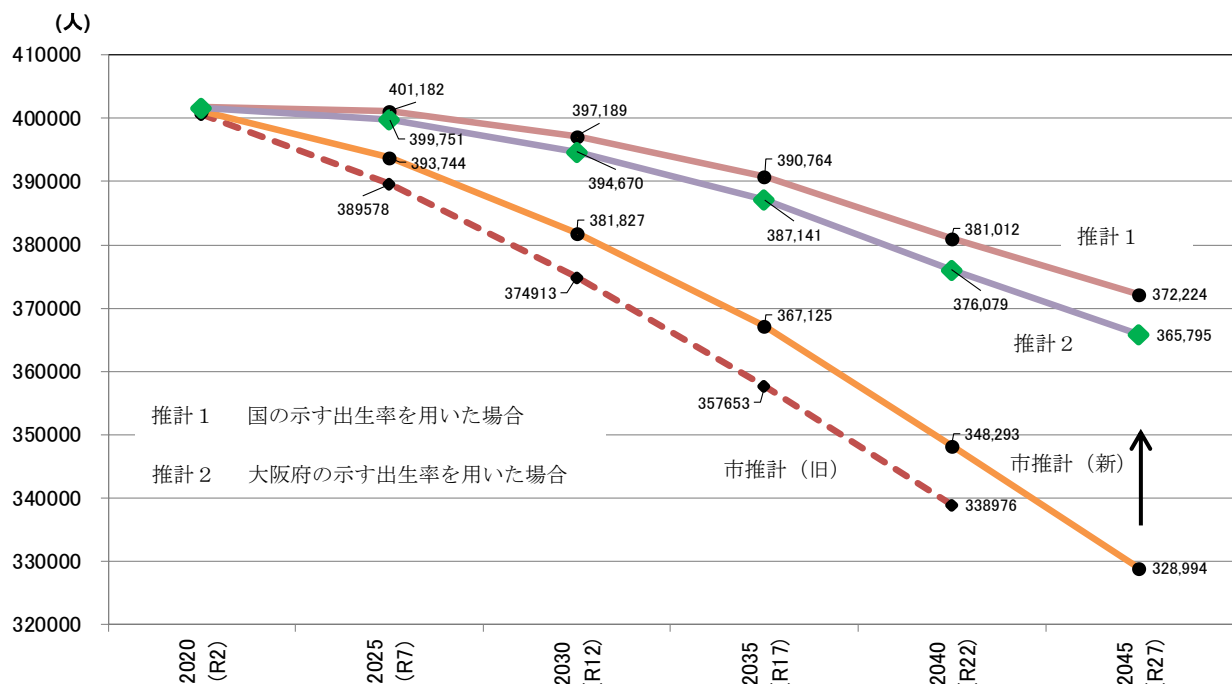
【参考】合計特殊出生率（2017（平成29）年ベース）：全国1.43、大阪府1.35、枚方市1.27

社会増減について

- 本市では2024（令和6）年に社会増減の差がゼロになるとします。

【参考】本市の2018（平成30年）中の社会移動は420人の転出超過

国と大阪府が示す出生率の2つのケースで行った 枚方市人口の見通し



※ 市推計（新）については、国立社会保障・人口問題研究所においても採用されているコーホート要因法を用い、令和元年（2019年）5月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）をベースに行いました。なお、市推計（旧）については、平成25年（2013年）6月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）をベースに行ったものを参考に示しています。

第 2 章 総合戦略

1. 人口減少社会における本市の取り組みの方向性

今後の人口減少社会においても、持続可能な都市経営を行うことが今後の地方公共団体に求められています。都市経営において、人口は重要な要素の一つであり、本市の自然増減と社会増減による人口推移をどのようにしていく必要があるのか、施策以外の社会的な要因もありますが、本市として継続して検討し、取り組む必要があります。

自然増減に関連する指標である合計特殊出生率の向上については、国と地方の効果的な役割分担の元で、本市の役割を果たしていきます。

また、社会増減については、継続した取り組みの目標として、①社会増減をプラスに転換する②転入人口を拡大する③子育て世帯の転入超過を拡大することを目指していくこととし、総合戦略事業の効果的な実施を進めていきます。

本市ではこのような視点から、人口ビジョンで示した将来展望の推計に近づけるため、総合戦略のもと、取り組みを進めていきます。

【人口ビジョンにおける継続した取組目標】

- ① 社会増減をプラスに転換する
- ② 転入人口の拡大（15,000 人の転入人口を目指す）
- ③ 子育て世帯の転入超過の拡大（20～44 歳の夫婦世帯、夫婦子あり世帯の転入超過 500 世帯を目指す）

2. 総合戦略の基本的な考え方

1. に示す方向性から、市民が住み続けたい、市外の人が住みたいと思える魅力的なまち、また、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざして、本市の実情に応じた4か年（令和2年度（2020年度）から令和5年度（2024年度）までの4年間）の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を提示します。

（1）総合戦略の構成について

①政策指標

市民の定住や市外からの人口誘導を促進するため、本市への定住意向や住みよさの向上を政策指標として設定します。

②基本目標

①で定める政策指標の達成に向け、国や大阪府の総合戦略の政策分野を勘案しながら、人口減少に対応するための効果的な取り組みを集中的に実施していく観点から、一定のまとまりの政策分野ごとに基本目標を定めるとともに、基本目標の実現に向けた主観的成果指標を設定します。

【参考】国の総合戦略が定める政策分野

- ・「地方における安定した雇用を創出する」
- ・「地方への新しい人の流れをつくる」
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ・「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

③施策目標と基本的方向

②で定める基本目標を達成するために講ずべき施策の目標や、施策目標の達成に向けた基本的方向を定めます。

④具体的な施策と客観的な指標

③で定める基本的方向に沿って、具体的な施策を定めます。あわせて、各施策の効果を客観的に検証できるように、基本的方向ごとに重要業績評価指標(KPI: Key Performance Indicator)を設定します。なお、指標は、実現すべき成果に係る指標(成果指標)を原則としますが、設定が困難な場合は、行政活動そのものの結果に係る指標(活動指標)を設定します。

(2) 第5次枚方市総合計画との関係について

平成28年度を始期とする「第5次枚方市総合計画」は、本市の将来像を示し、その実現に向けて重点的に取り組む施策のほか、広く各部門における取り組みなどを定めるもので、市の全ての計画の基礎となる最上位計画です。このことから、枚方市総合戦略においては、総合計画との整合を図っています。

第5次枚方市総合計画

＜重点的に進める施策＞

1. 市民、市民団体、事業者、行政が連携し、支えあうまちをつくる
2. 安心して子どもを産み育て、健やかな成長と学びを支えるまちをつくる
3. 誰もがいつまでも健康に暮らせるまちをつくる
4. 人々が交流し、賑わいのあるまちをつくる

3. 総合戦略の2つの政策指標と3つの基本目標

少子高齢化が急速に進展し、人口減少が進む中であっても、さらなるまちの魅力向上をめざして、効果的な取り組みを集中的に実施していくため、以下のとおり、2つの政策指標を掲げるとともに、3つの基本目標を定めます。

転入人口の増加に加え、特に、子育て世帯の転入超過の拡大を目指し、基本目標1「安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える」を今後の取り組みの主眼に置き、施策を推進していきます。

政策指標1：本市への定住意向を示す市民の割合

現状値：89.2%（R1）→目標値：92.2%（R5）

政策指標2：本市を住みよいと感じる市民の割合

現状値：80.1%（R1）→目標値：83.1%（R5）

基本目標1（〇～〇ページ）

安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える

施策目標

1. 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち
2. 子どもたちが健やかに育つことができるまち
3. 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

ベッドタウンとして成長してきた本市の特性及び子育て世帯の増加を目指す本市の今後の方向性から、基本目標の順番を入れ替えることとする。

基本目標2（〇～〇ページ）

市民の健康増進や地域医療の充実を図る

施策目標

1. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち
2. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち
3. 健康危機管理が充実したまち
4. 安心して適切な医療が受けられるまち

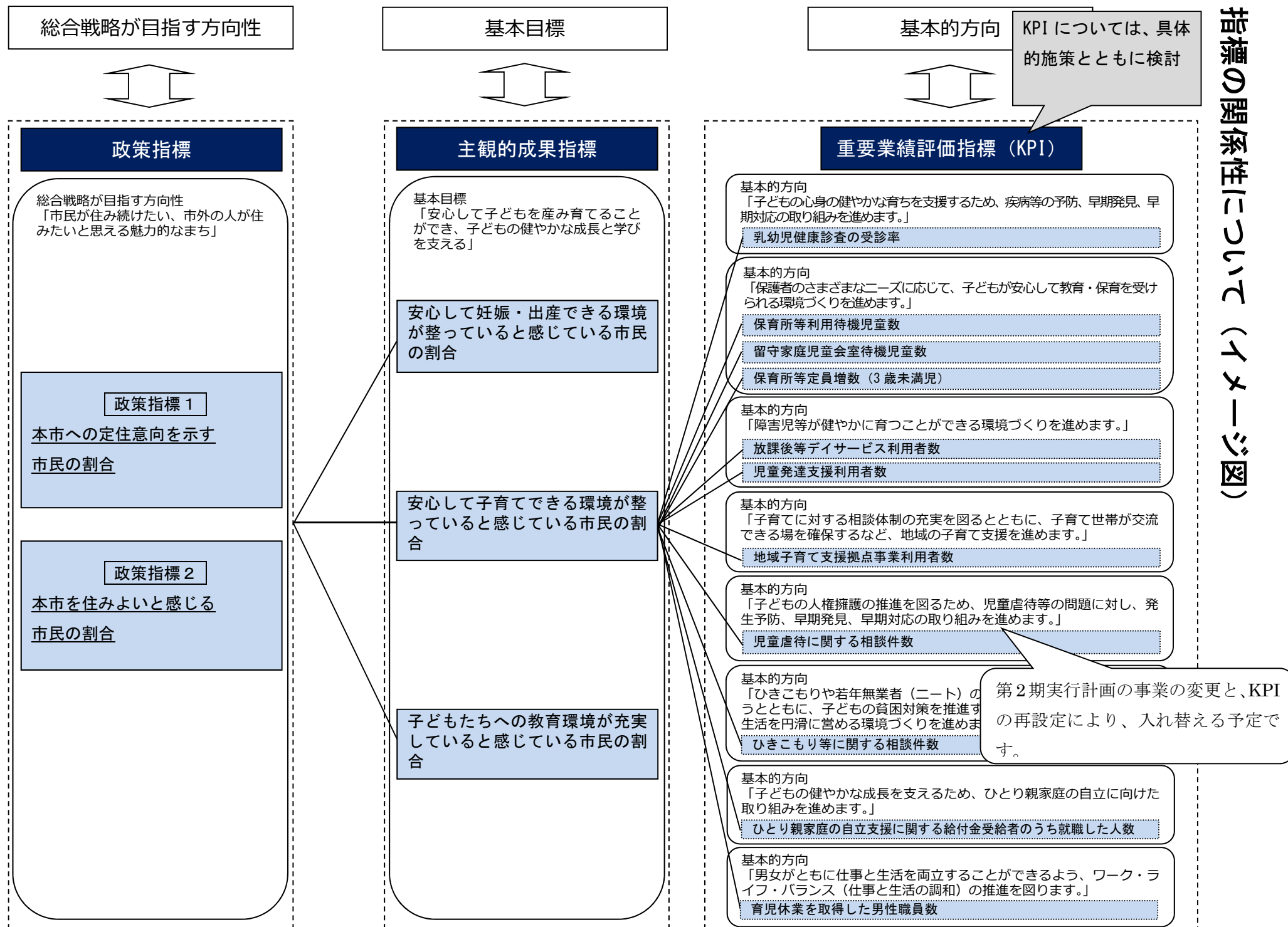
本市の高齢化率が上昇し続けていること、また、所信表明で高齢者施策に重点的に取り組む旨明記していることから、施策目標の順番を入れ替えることとする。

基本目標3（〇～〇ページ）

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める

施策目標

1. 地域産業が活発に展開されるまち
2. いきいきと働くことのできるまち
3. 安全で快適な交通環境が整うまち
4. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち
5. 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち
6. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち



4. 総合戦略の推進

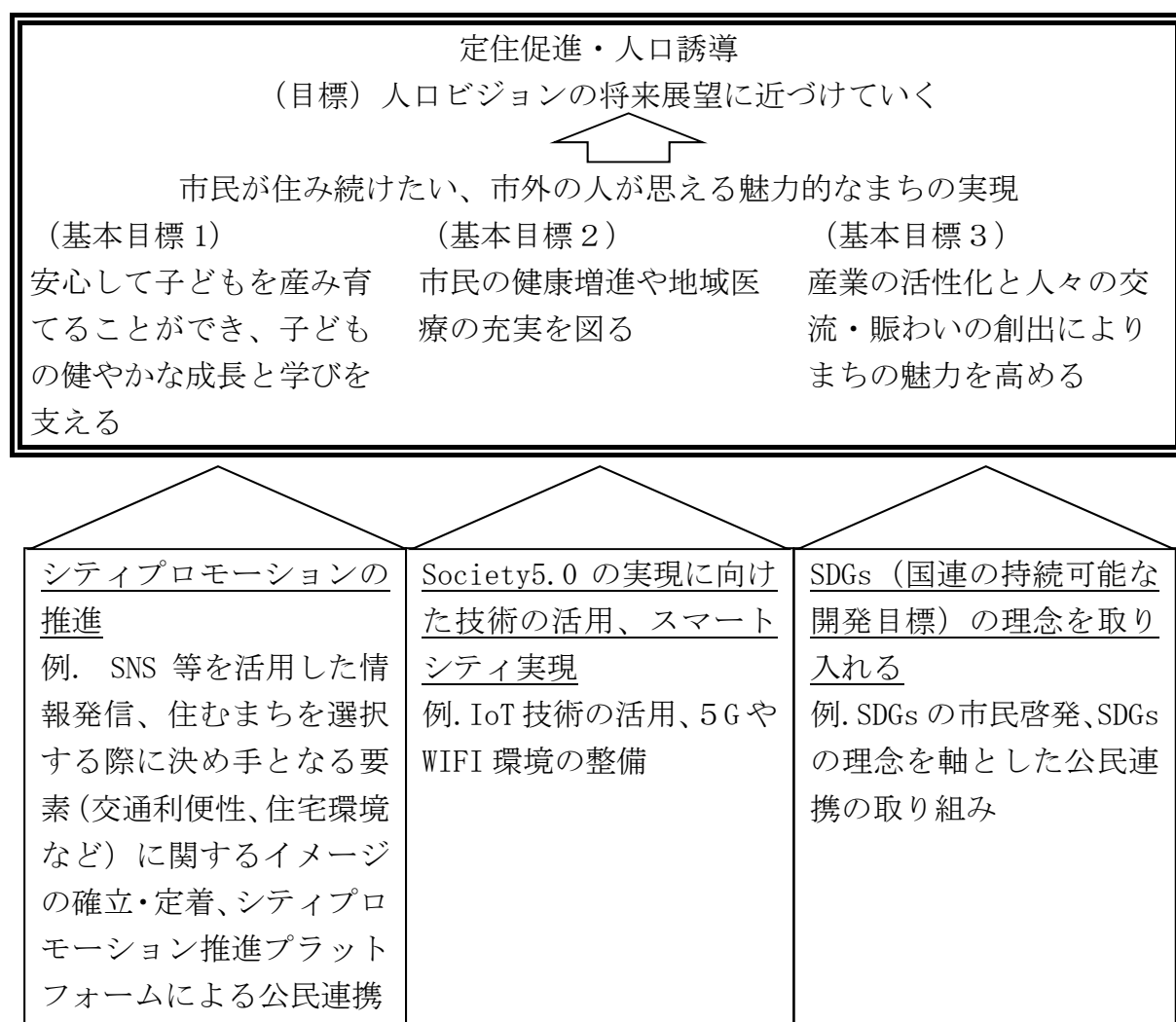
3つの基本目標の実現に向けて、「施策目標」ごとに、「基本的方向」や、その方向に沿った「具体的な施策」などを定め、取り組みを推進することで、本市市民の定住・市外からの転入の促進、子育て世代の転入促進などにつなげていきます。

なお、施策の推進にあたっては、引き続きシティプロモーションを推進していくほか、社会的な変化に鑑み、新たな視点として Society5.0 の実現に向けた技術の活用、スマートシティ実現に向けた取り組みや、SDGs（国連の持続可能な開発目標）の理念を取り入れながら、効果的な実施を行います。

【参考】国の第2期総合戦略における新たな視点

- (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する
- (2) 新しい時代の流れを力にする
- (3) 人材を育て活かす
- (4) 民間と協働する
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる
- (6) 地域経営の視点で取り組む

【総合戦略の推進イメージ】



記載例

基本目標 1

主観的指標については、100%に向けてさらなる上昇を目指すべき指標であること、また、満足度の値がほぼ50%を下回る状況であり、意見聴取会でも更なる取り組みが必要といった意見があったことから、第1期に引き続き、現状値（R1）から原則5ポイントの上昇を目標とします。ただし、第1期において低下した指標については、第1期の目標を維持することとします。

安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える

主観的成果指標（※）	策定時の値	目標値
安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合	38.5% (R1)	43.5% (R5)
安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合	44.5% (R1)	49.5% (R5)
子どもたちへの教育環境が充実していると感じている市民の割合	39.4% (R1)	44.4% (R5)

1. 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち

施策目標

- (1) 妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、母子の心身の健康づくりを進めます。の活性化を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

基本的方向

重要業績評価指標（KPI）	指標の説明	策定時の値	目標値
妊娠11週以下での妊娠の届出率	妊娠11週以下での妊娠の届出数／全届出数	95.2% (R1)	96.0% (R5)

■産業集積地域における新規立地や設備投資を行う製造業に対する補助

具体的な施策

「総合戦略」の最終年度（R5年度）に向けた目標値を記載しています。ただし、社会状況の変動に大きく影響を受けるものなど参考として把握するための指標については、目標値を設定せず、「めざすべき方向」（「↑」「↓」等）を記載しています。

（※）上記の「主観的成果指標」の目標値については、本市において令和元年5月に実施した「枚方市市民意識調査」により把握した数値から、原則5ポイント上乗せした数値を設定しています。

基本目標 1

安心して子どもを産み育てることができ、子どもの健やかな成長と学びを支える

主観的成果指標	策定時の値	目標値
安心して妊娠・出産できる環境が整っていると感じている市民の割合	38.5% (R1)	43.5% (R5)
安心して子育てできる環境が整っていると感じている市民の割合	44.5% (R1)	49.5% (R5)
子どもたちへの教育環境が充実していると感じている市民の割合	39.4% (R1)	44.4% (R5)

1. 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち

- (1) 妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、母と子の心身の健康づくりを進めます。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

すこやか健康相談室の課題検証、効果的な施策展開

2. 子どもたちが健やかに育つことができるまち

- (1) 子どもの心身の健やかな育ちを支援するため、疾病等の予防、早期発見、早期対応の取り組みを進めます。
- (2) 保護者のさまざまなニーズに応じて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。
- (3) 障害児等が健やかに育つことができる環境づくりを進めます。
- (4) 子育てに対する相談体制の充実を図るとともに、子育て世帯が交流できる場を確保するなど、地域の子育て支援を進めます。
- (5) 子どもの人権擁護の推進を図るため、児童虐待等の問題に対し、発生予防、早期発見、早期対応の取り組みを進めます。
- (6) ひきこもりや若年無業者（ニート）の社会的自立に向けた支援を行うとともに、子どもの貧困対策を推進するなど、子どもや若者が社会生活を円滑に営める環境づくりを進めます。
- (7) 子どもの健やかな成長を支えるため、ひとり親家庭の自立に向けた取り組みを進めます。
- (8) 男女がともに仕事と生活を両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

待機児童対策、保育料の無償化、放課後対策、子ども医療費、保育所主食の完全給食、保育士人材確保、子どもを守る条例、子ども発達支援センター早期療育体制、里親・ファミリーホームの促進等

3. 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

- (1) 義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するとともに、正確に理解・表現するための言語能力や思考力の育成、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力の育成などにより、子どもの確かな学力の定着を図ります。
- (2) 充実した教職員研修等を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成を図ります。
- (3) 学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、健やかな身体を育成する取り組みを進めます。
- (4) 学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見を図るとともに、不登校の子どもへの支援に取り組めます。
- (5) 子どもたちの安全確保を図るため、学校・家庭・地域などが連携し、子どもが安全に安心して学べる環境づくりを進めます。
- (6) 安全で快適に学習できる環境を確保するため、老朽化した学校施設の更新や改修、学校規模等の適正化を図るなど、教育環境の向上を図ります。
- (7) 障害のある子どもたちの状況に応じた支援教育の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

中学生全員へのタブレット、英語教育、いじめ対策・SNS活用相談窓口
教育大綱 体力向上 学校支援体制・教員多忙化解消 学校図書館の充実 学校規模適正化 中学校給食の全員給食 学校園トイレの整備 コミュニティ・スクール

基本目標 2

市民の健康増進や地域医療の充実を図る

主観的成果指標	策定時の値	目標値
心身ともに健康に暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	56.0% (R1)	61.0% (R5)
安心して適切な医療が受けられる環境が整っていると感じている市民の割合	49.6% (R1)	62.5% (R5)
高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	30.1% (R1)	35.1% (R5)

1. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち

- (1) 保健・医療・介護・福祉等の連携強化を図り、高齢者が継続して在宅生活ができる環境の整備をめざします。
- (2) 認知症の高齢者が尊厳を持ち、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- (3) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援サービスの充実を図ります。
- (4) 介護が必要となったときに質の高い介護サービスが受けられるよう、介護保険施設等の基盤整備を進めます。
- (5) 高齢者がいつまでも健康に生活できるよう、介護予防を推進します。
- (6) 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の技能・経験を生かせる活躍の場や若者との世代間交流の場の確保など社会参加を促進します。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

健康寿命延伸 介護予防 終活支援 認知症対策 新たな移動支援策 アクティブシニア

2. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち

- (1) 「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」において、関係団体が連携しながら、多彩な連携事業の展開を通じて、市民の健康増進を図ります。また、誰もが日頃から健康づくりに取り組めるよう、健康増進に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。
- (2) あらゆる世代の人が、いつでも気軽にスポーツなどの健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。
- (3) 各種健（検）診の受診者を増やす取り組みなどを通じて、生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見を進めるとともに、食育や歯科口腔保健の推進を図ります。

- (4) こころの病気の早期発見や早期対応に向けた取り組みを進めます。
- (5) 難病に対する理解を深めるとともに、医療や介護、福祉の連携を図りながら、難病患者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】
 ひらかたポイント 健康経営 スポーツ

3. 健康危機管理が充実したまち

- (1) 感染症の予防や拡大防止対策を強化するとともに、食品関係施設や生活衛生関係施設における衛生水準を向上することなどにより、健康に関する危機管理体制の充実を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】
 —
 (参考) 第1期での取り組み：感染症にかかる情報収集・体制整備、衛生関係の講習会の開催など

4. 安心して適切な医療が受けられるまち

- (1) 「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」において、関係団体が連携しながら、地域医療の充実を図ります。また、地域のかかりつけ医から高度な医療を提供できる公的病院までが連携し、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図るなど、市民の医療ニーズに適切に対応できる医療体制を構築します。
- (2) 初期救急医療から高度救急医療を含む各医療機関の連携強化により救急医療体制を確保するとともに、応急救護体制の充実を図ります。
- (3) 市立ひらかた病院は、地域の中核となる公立病院として、地域の医療機関と連携しながら、安全な医療の提供を進めます。
- (4) 外国人や聴覚障害者など誰もが安心して医療を受けることができる環境整備を進めます。
- (5) 高齢者などが住み慣れた地域で、医療・介護が一体的に受けられる体制づくりを進めます。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】
 ひらかた病院関節センターの設置

基本目標 3

産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出によりまちの魅力を高める

主観的成果指標	策定時の値	目標値
市内での産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	20.7% (R1)	25.7% (R5)
安全で快適な道路環境が整っていると感じている市民の割合	30.2% (R1)	35.2% (R5)
公共交通機関が整っているなど都市機能が充実していると感じている市民の割合	41.9% (R1)	46.9% (R5)
枚方市駅周辺が賑わい、魅力あふれる中心市街地であると感じている市民の割合	42.7% (R1)	47.7% (R5)
市の観光資源が生かされ、人々の交流が盛んに行われていると感じている市民の割合	21.3% (R1)	24.3% (R5)

1. 地域産業が活発に展開されるまち

- (1) 企業誘致を促進するほか、企業団地などを中心に製造業の集積を図るなど、市内産業の活性化を図ります。
- (2) 中小企業の競争力強化のため、経営基盤の強化を図るとともに、産業技術や製品などを広く発信することで、市内産業の振興を図ります。
- (3) 創業を希望する個人等が市内で独立創業できる環境づくりの充実を図ります。
- (4) 市内の企業や個人等が特徴ある地域資源などを活用した新たな事業展開に取り組める環境づくりを進めます。
- (5) 身近な地域で買い物ができる利便性の向上や、地域活力の向上を図るため、主体的に取り組む商店街の活性化を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

NICT等との連携 創業支援（ビジネス拠点活動との連携）
東部地域の産業振興策

2. いきいきと働くことのできるまち

- (1) 就職困難者に対する就労支援をはじめ、地域の実情に応じた新たな雇用機会の創出など、雇用対策の充実に取り組みます。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

—

(参考) 第1期での取り組み：合同就職面接会、中小企業の若年者雇用の支援など

3. 安全で快適な交通環境が整うまち

- (1) 交通渋滞の緩和や安全な交通環境を確保するため、市内の幹線道路の整備や京阪本線連続立体交差事業を進めるとともに、生活道路の改善を図ります。
- (2) 交通渋滞の緩和や都市間交流の活性化、防災面での広域連携を図るため、広域的な幹線道路等の整備に向けて取り組みます。
- (3) 日常生活において安全に歩行できるよう、快適な歩行空間の整備に取り組むとともに、交通事故の防止を図るため、自転車や歩行者の交通安全意識の向上を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

新名神関係 第2京阪アクセス道路 移動支援策 急発進防止装置設置助成
主要道路リフレッシュ事業 自動車・歩行者の通行空間の整備

4. 快適で暮らしやすい環境を備えたまち

- (1) 市民生活の利便性向上や環境負荷の低減などを図るため、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通環境の整備を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
- (2) 利便性の高い都市環境をめざし、医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能の集約を図る拠点を適正に配置し、効率的・効果的な都市整備を進めます。
- (3) 今後、増加することが見込まれる管理不良な空き家・空き地の発生抑制などを図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用を促進します。
- (4) 地震等の災害発生時に、被害を軽減できるよう、建築物の耐震化や、道路、橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な維持管理を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。
- (5) 公共下水道の雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進めるなど、浸水被害の軽減を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

王仁公園 木造住宅耐震化制度 中宮浄水場の更新など上下水道施設整備、耐震化等
空き家活用

5. 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち

- (1) 利便性が高く、魅力あふれる中心市街地の形成に向けて、商業、文化芸術、居住施設をはじめ、緑化等による景観など、交通結節点におけるさまざまな機能を充実できるよう、枚方市駅周辺の再整備を進めます。
- (2) 枚方市駅周辺が、人々が集い交流し、さまざまな活動が活発に展開される拠点となるよう、各種イベントの開催など賑わいづくりを創出します。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

市駅周辺再整備 総合文化芸術センター

6. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち

- (1) 本市が有する歴史・文化などの貴重な観光資源を効果的に発信するとともに、幅広い世代の人々にとっての憩いの場や学びの場を確保することで、人々の交流機会の創出を図ります。
- (2) 学生の活力を生かしたまちづくりを進めるため、教育などさまざまな分野で、学生のまちづくりへの参画を図ります。

【第2期実行計画で盛り込むことが想定される事業】

香里ヶ丘図書館 枚方宿など 観光基盤の充実（ハード・ソフト）

5. 総合戦略の進行管理

総合戦略に掲げた施策を着実に実施し、基本を達成していくために、毎年度、重要業績評価指標（K P I）の達成度等を検証しながらP D C Aサイクルによる進行管理を行うとともに、より適切なK P Iの追加等を検討します。

なお、進行管理にあたっては、客観性を確保するために、外部有識者等による意見を聞きながら評価を行います。

市は、その評価結果や、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、総合戦略を見直します。